



基発 0104 第 1 号
令和 3 年 1 月 4 日

全国老人保健施設協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について
(協力依頼)

労働基準行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)において、「日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均 1,000 円になることを目指すとの方針を堅持する。」ことが示され、また、令和 2 年 12 月 8 日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」の中でも本事業が盛り込まれ、引き続き最低賃金の引上げに向けた環境整備に取り組むこととされております。

これらを踏まえ、令和 2 年 12 月 15 日に閣議決定された令和 2 年度第 3 次補正予算案では、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)について、本助成金をより一層活用いただけるよう、低額の 20 円コースを新設することとしています(令和 2 年度第 3 次補正予算案で措置された部分については、同補正予算の成立が前提となります。)

つきましては、別添リーフレット等を参考に、傘下の団体等への周知、広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知に御配意をいただければ誠に幸いに存じます。御多用のところ恐縮ではございますが、各種助成金の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。